

陸上自衛隊仕様書		
件 名	仕様書番号	
仮設プレハブ等賃貸借	管 8 - 1 8	
	作 成	令和 8 年 3 月 1 7 日
	履 行 期 限	令和 9 年 3 月 3 1 日
	作成部隊等名	郡山駐屯地業務隊

1 実施場所

福島県郡山市大槻町字長右エ門林 1 陸上自衛隊郡山駐屯地

2 概 要

(1) 仮設プレハブ等の設置及び賃貸借 1 式

(2) 賃貸借期間

令和 8 年 4 月 1 日 (水) ～ 令和 9 年 3 月 3 1 日 (水)

(3) 賃貸借物件及び数量は下表のとおりとする。

品 目	規 格	数 量
仮設プレハブ	D2, 280×W5, 520×H2, 710mm 程度 又は同等以上のもの	2 棟
壁掛型エアコン (室内機・室外機)	5.6Kw 単相 200V 程度 又は同等以上のもの	1 台
発電機	25KVA 又は同等以上のもの	1 台

※ 1 サポート料を含むものとする。

3 規格等

(1) 仮設プレハブは、奥行 2,280mm×幅 5,520mm×高さ 2,710mm 程度の組立ハウスを 2 棟連結して設置するものとし、蛍光灯器具、コンセント、ブレーカー、壁掛型エアコン、換気扇、出入口扉、窓、網戸、カーテン、消火器等の付属品を含むものとする。

(2) 仮設プレハブは、設置場所の基礎上に設置するものとする。

4 一般事項

(1) 本役務は、本仕様書及び関係法令に基づき実施するものとし、本仕様書に記載及び指示がなくとも技術上当然すべき事項は積極的に実施すること。

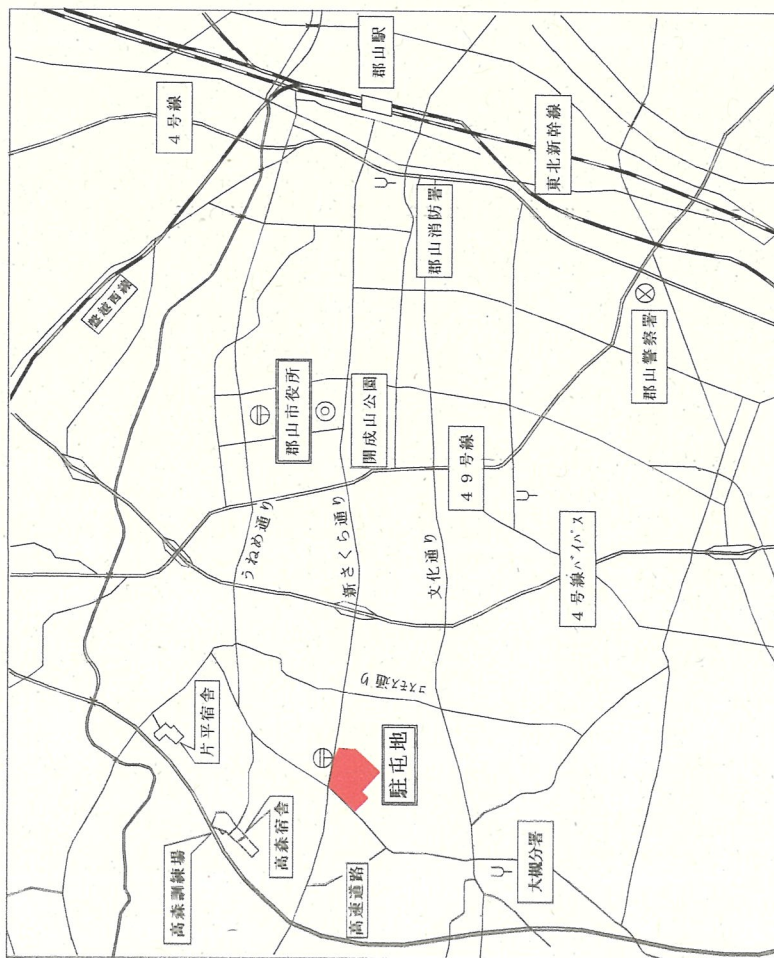
(2) 本仕様書と現場の相違による軽微な変更は請負金額及び工期の変更は行わないものとする。

(3) 請負者は契約締結後速やかに監督官が指示する書類（様式別途指示）を提出すること。

(4) 作業の際、施設等に損傷を与えないように十分に注意して実施し、万一損傷を与えた場合は、請負者の責任において速やかに現状復旧するものとする。

5 特記事項

- (1) 賃貸借物件の設置等は全て請負者にて行うものとし、監督官が指示する場所に設置するものとする。
- (2) 計画通知等の行政手続き及び各種手数料等は請負者にて実施・負担するものとする。（継続する場合は不要とする。）
また、撤去する場合も解除手続き及び各種手数料等は請負者にて実施・負担するものとする
- (3) 契約後、速やかに承認図を作成し、官側の承認を受けた後に、行政手続き（計画通知等の申請）を行うものとする。（継続する場合は不要とする。）
- (4) 請負者は正常に作動する機械を貸与するものとし、不良品の場合は請負者の負担において即座に交換するものとする。
- (5) 仮設プレハブ等は令和8年4月1日（水）から使用開始できるように必要な設置作業を終わらせるものとする。
- (6) 賃貸借物件を撤去する際は、コンクリート基礎を含めて全て撤去するものとし、設置跡地を整地するものとする。
- (7) 発生材のうち金属類は、所定の様式による発生材調書とともに官側へ引き継ぐものとし、その他の物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令を遵守し、適切に処理するとともにマニフェストの写しを提出するものとする。
- (8) 賃貸借物件の期間の変更やコンクリート基礎撤去の有無により、請負金額の変更が生じる場合は、官側との調整による。
- (9) 機械の燃料は貸与時に満載とし、返納時は官側で満載にし、返納するものとする。

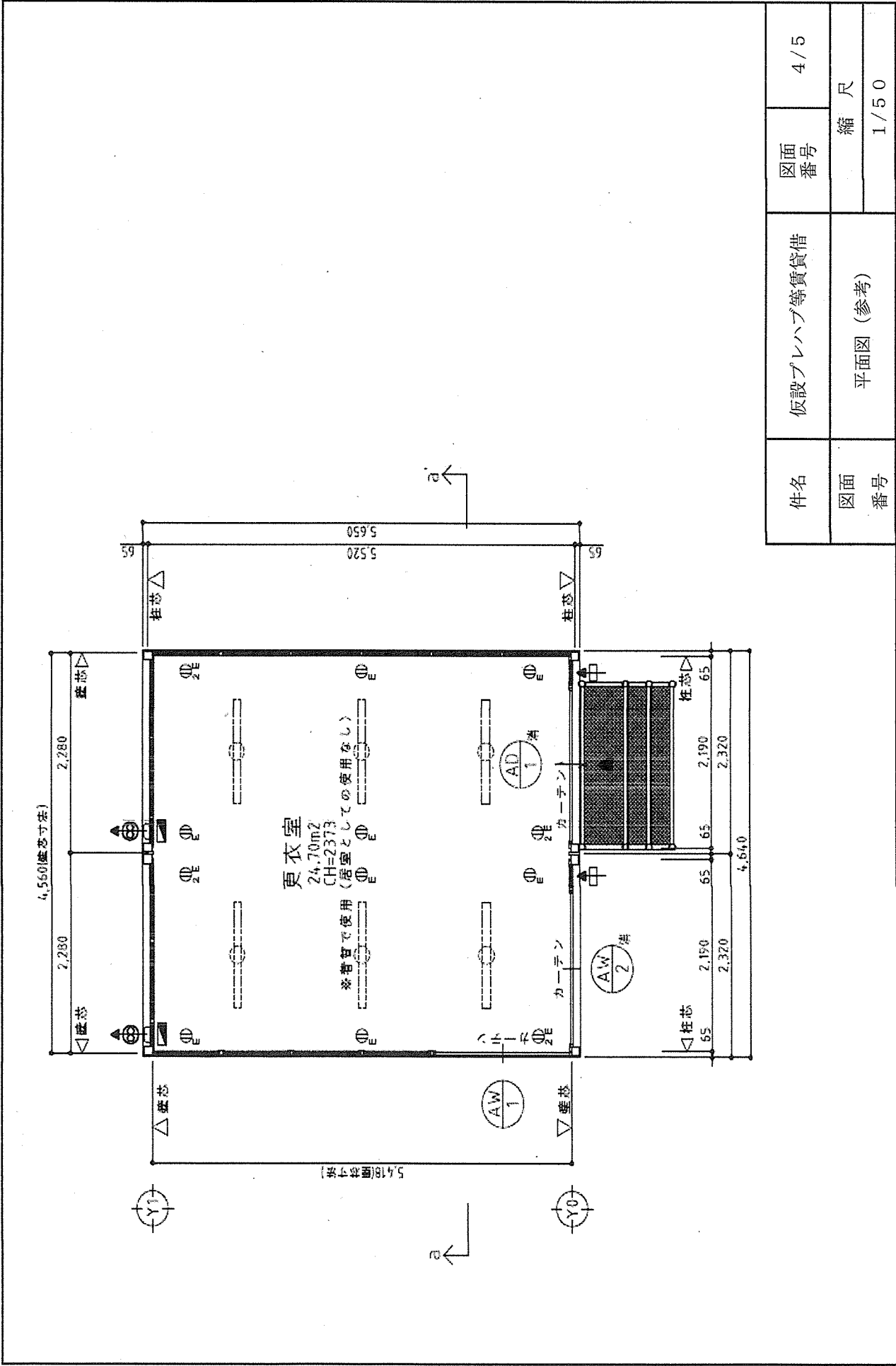


案内図

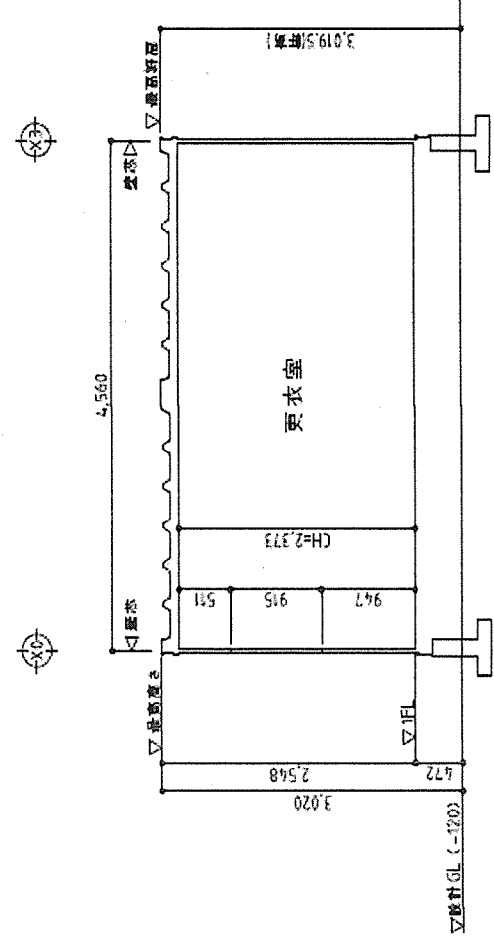
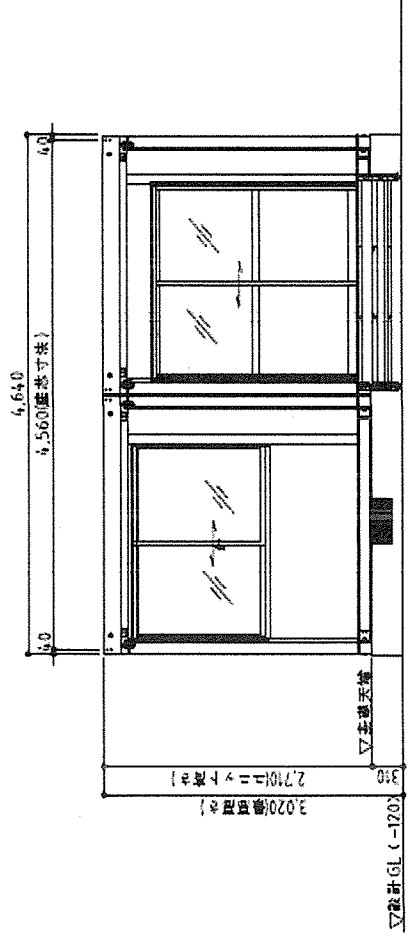


配置図

件名	仮設プレハブ等賃貸借	図面番号	3 / 5
図面名	案内図・配置図	縮尺	—



件名	仮設プレハブ等賃貸借	図面 番号	4/5
図面 番号	平面図 (参考)	縮 尺	1/50



件名	仮設プレハブ等賃貸借	図面番号	5/5
図面番号	立面図・断面図 (参考)	縮尺	1/50